責任準備金（同法第百十三条第一項に規定する責任準備金をいう。）に相当する額	責任準備金相当額（改正前厚生年金保険法附則第三十四条第五項に規定する責任準備金相当額をいう。）又は減額責任準備金相当額（改正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項に規定する減額責任準備金相当額をいう。）
同法第百十四条第一項に	平成二十五年改正法附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第百十四条第一項に
当該解散厚生年金基金等	当該特定基金
確定給付企業年金法	平成二十五年改正法附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法
解散厚生年金基金等	特定基金

附則第三十八条第三項において準用する改正前保険業法附則第一条の十三第二項

2　施行日前に改正前厚生年金保険法附則第三十四条第五項の規定により納付の猶予がされた特定基金であって清算中のものについては、廃止前厚生年金基金令第六十七条第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	法附則第三十九条第一項	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項において「平成二十五年改正法」という。）附則第二十五条第一項に規定する平成二十五年改正法の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に改正前厚生年金保険法附則第三十四条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前厚生年金保険法（以下この項において「改正前厚生年金保険法」という。）附則第三十九条第一項	平成二十五年改正法附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十四条第五項の規定により解散した平成二十五年改正法の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に改正前厚生年金保険法附則第三十四条第五項の規定により納付が猶予された特定基金の猶予がされた特定基金に限る。）をいい、施行日において「特定基金」という。）の清算中のものについては、平成二十五年改正法附則第二十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項に
第一項第一号	法附則第三十三条第三項又は第三十四条第五項の規定により解散した特定基金	法附則第三十三条第三項に

3　平成二十五年改正法附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第百十四条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八十二条各号列記以外の部分	法	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）
第八十二条第一号	厚生年金基金	厚生年金基金	平成二十五年改正法の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に改正前厚生年金保険法附則第三十四条第五項の規定により納付が猶予された特定基金の猶予がされた特定基金をいい、施行日において清算中のものに限る。以下「特定基金」	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）
第八十三条第一項	解散厚生年金基金等	特定基金	平成二十五年改正法附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第百十四条第一項
第八十四条	法第百十四条第一項	法第百十四条第一項	平成二十五年改正法附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第百十四条第一項
第八十五条	法第百十四条第三項	法第百十四条第三項	平成二十五年改正法附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第百十四条第三項
第八十六条	法第百十四条第一項	解散厚生年金基金等	平成二十五年改正法附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第百十四条第一項
	解散厚生年金基金等	特定基金	